

令和元年度第1回明石市文化財保存活用協議会次第

日時：2019年（令和元年）8月23日（金）

午前10時～11時30分

場所：市立文化博物館2階大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長・副会長の互選について

4 議 事

(1) 明石市文化財保存活用協議会について

(2) 明石市文化財保存活用地域計画について

(3) その他文化財の保存・活用について

5 そ の 他

6 閉 会

4-(1) 明石市文化財保存活用協議会について

1 意義

明石市文化財保存活用協議会（以下「協議会」という。）は、明石市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに（文化庁長官によって）認定（された）地域計画の実施に係る連絡調整を行うもので、文化財保護法（以下「法」という。）第183条の9第1項の規定に基づき要綱により設置しています。

法第183条の3第3項により、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、明石市文化財保護審議会及び協議会の意見を聞くことが義務付けられています。

2 構成員

協議会の構成員については、法第183条の9第2項において、「市、県、法第192条の2第1項の規定による文化財保存活用支援団体、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市長が必要と認める者」と定められています。

文化財保存活用支援団体とは、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーであり、文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として、市が指定した民間団体等です。現在のところ、指定した団体はありませんが、明石観光協会を指定する予定です。

「その他の市長が必要と認める者」とは、文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（以下「指針」という。）によれば、「文化財の保存会やNPO団体、自治会や町内会、地域の語り部などのボランティア団体、私立の美術館・博物館等が考えられる。」としています。

これらの条件のもと、次のとおり選任しています。

役職	氏名	肩書・専門分野等
委員	村上 裕道	京都橘大学教授・文化財保全学 明石城跡保存活用検討委員会委員
委員	森本 真一	神戸学院大学非常勤講師・地理学 明石市史編さん委員会委員
委員	竹内 利江	神戸学院大学非常勤講師・地域学
委員	西海 英延	県・市指定文化財所有者 宗教法人住吉神社宮司
委員	藤本 庸文	明石市連合まちづくり会協議会副会長 明石の布団太鼓プロジェクト代表
委員	山下 史朗	兵庫県教育委員会文化財課長
委員	西川 勉	明石商工会議所事務局長
委員	樋原 一法	明石観光協会専務理事 (文化財保存活用支援団体予定)
委員	前野 有人	明石市政策局参与 (シティプロデューサー)

4-(2) 明石市文化財保存活用地域計画について

1 意義

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要です。明石市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）とは、そうした趣旨から明石市において取り組んでいく具体的な目標や取組の内容を位置付けた、明石市における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランです。

2 効果

(1) 継続的・一貫性のある文化財の保存・活用

地域計画において、文化財の保存・活用に関して明石市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続的・一貫性のある文化財の保存・活用が一層推進されます。

(2) 地域社会総がかりによる充実した文化財の保存・活用

地域計画により明石市における文化財行政の取組の方向性を対外的に明示するとともに、作成した地域計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となります。

(3) まちづくりや観光などと連携した総合的な文化財の保存・活用

地域計画は、市内に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもあります。

(4) 未指定を含む幅広い積極的な文化財の保存・活用

地域計画の作成・推進を通じて、市内の多様な文化財の掘り起こしが進み、新たに見いだされた文化財の保護につながるとともに、民間団体をはじめ多様な主体の参画を得ることで、所有者や行政だけでは難しい未指定を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用の推進が期待できます。

(5) 行政体系への位置付けによる文化財の保存・活用の必要性・重要性の増大化

地域計画を法定計画として明石市の行政体系に位置付けることで、文化財の保存・活用の必要性・重要性が増すことが期待されます。

(6) 文化財の保存・活用に対する市民の理解の促進

様々な関係者の参画を得ながら地域計画の検討を行うことで、計画の作成過程自体も”見える化”し、文化財の保存・活用に対する市民の理解の促進、さらには地域のアイデンティティの醸成が期待されます。

3 記載事項

<法定記載事項>

- (1) 市の概要
- (2) 市の文化財の概要
- (3) 市の歴史文化の特徴
- (4) 文化財の保存・活用に関する課題
- (5) 文化財の保存・活用に関する方針
- (6) 文化財の保存・活用に関する措置
- (7) 計画期間
- (8) 文化財の保存・活用の推進体制

<任意記載事項>

- (9) 関連文化財群に関する事項
- (10) 文化財保存活用区域に関する事項
- (11) 重要文化財の現状変更許可（重大なものを除く。）等、事務処理特例の適用を希望する事務の内容

4 作成期間

2019年度～2021年度 3ヵ年

5 文化庁長官の認定

地域計画の作成後に文化庁長官の認定を申請することができます。認定を受ければ上記3(11)のとおり事務処理の特例が適用されることが可能になります。

6 兵庫県文化財保存活用大綱

兵庫県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）とは、兵庫県における文化財の保存活用保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、兵庫県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもので、県内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町にまたがる広域的な取組、市町への支援の方針などについて定めます。地域計画は大綱を勘案するものとされています。兵庫県では、現在、策定作業中で、本年度中に完成する予定です。

4-(3) その他文化財の保存・活用について

明石市文化財保存活用地域計画作成スケジュール

年度	項目	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019 (令和元)	作成							協議会第1回開催 ・地域計画の作成 ①市の歴史的 ・地域計画の説明	協議会第2回開催 ・地域計画の作成 ①市の歴史的 ・地域計画の特徴 ③市の歴史的 ・特徴				協議会第3回開催 ・地域計画の作成 ④文化財の保存・ 活用に関する課 題の説明 ・地域計画パンフレット 地図住民説明会 orシンポジウム の説明
	調査												
	説明会等												
	情報発信												
2020 (令和2)	作成							文化行政課	府内調整 文化庁協議		府内調整 文化庁協議		
	調査												
	説明会等												
	情報発信												
2021 (令和3)	作成							協議会第1回開催 ・文化財の保存・ 活用に関する指 定	協議会第2回開催 ・文化財の保存・ 活用に関する方 針	協議会第3回開催 ・地域計画の作成 ⑤文化財の保存・ 活用に関する措 置	協議会第4回開催 ・地域計画の作成 ⑥文化財の保存・ 活用に関する措 置		
	調査												
	説明会等												
	情報発信												

※ 明石市文化財保護審議会については、開催の都度、地域計画の作成状況を報告し、意見を聴取する。

兵庫県文化財保存活用大綱（項目案）

はじめに

序 章

- 1 大綱策定の背景と目的
- 2 大綱の位置付け

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

- 1 兵庫県の概要
- 2 文化財の概要
- 3 歴史文化の特徴
- 4 保存活用に関する課題
- 5 今後目指すべき方向性・将来像
- 6 保存活用に関する取組の方針

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- 1 調査や指定等に関する取組、
- 2 市町村や博物館等における専門的人材の育成・確保
- 3 優先的に取り組んでいくテーマや重点的に保存・活用の措置を講じていく事項
- 4 県が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

第3章 域内の市町村への支援の方針

- 1 市町が行う修理・整備などの保存・活用に関する取組への支援の方針
- 2 市町が地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制
- 3 小規模市町など自ら地域計画を作成することが難しい場合の都道府県による支援の方針
- 4 市町が建築基準法の適用除外を検討する場合の指導・助言の方針

第4章 防災・災害発生時の対応

- 1 災害に備えた行政・博物館・NPO 等の連携による文化財の救援ネットワークの構築
- 2 災害発生時における市町と連携した文化財の被害情報の収集や緊急的なレスキュー活動等の実施の体制

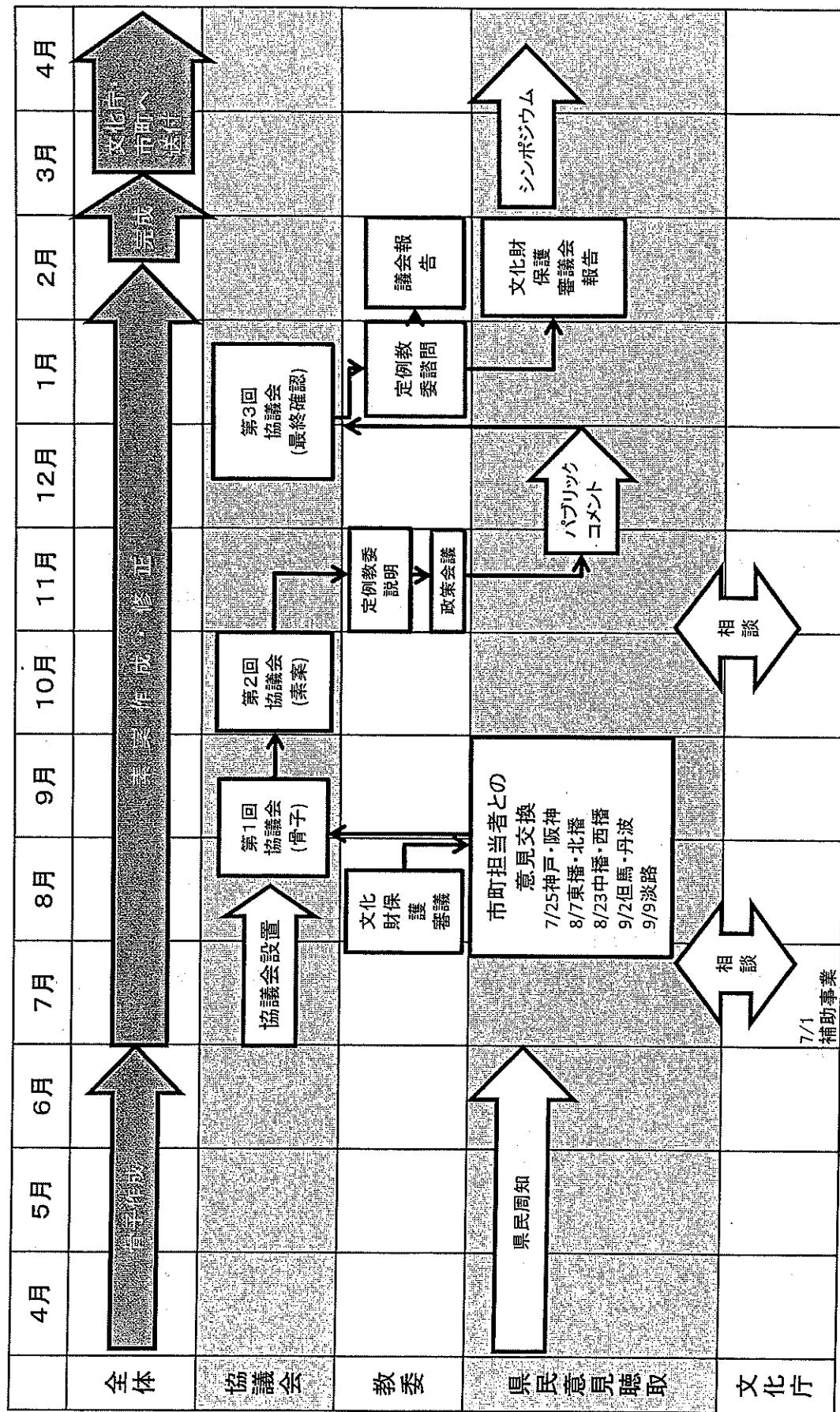
第5章 文化財の保存・活用の推進体制

- 1 文化財担当部局や関係部局、博物館等、関係機関における職員・専門的人材の配置状況
- 2 文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況
- 3 日常的に連携協力している民間団体の概要
- 4 今後の体制整備の方針

参考資料

過去の調査によって把握した文化財のリスト、市町域を超える広域的な関連文化財群に関する事項などを記載

文化財保存活用大綱作成スケジュール(案)



令和元年7月17日制定

明石市文化財保存活用協議会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第183条の9第1項の規定に基づき、明石市文化財保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第183条の9第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 法第183条の9第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化財保存活用地域計画に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、法第183条の9第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務等)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、文化財に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

文化財保護法（一部抜粋）

（文化財保存活用大綱）

第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
 - 四 計画期間
 - 五 その他文部科学省令で定める事項
- 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聽かなければならない。
- 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

- 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(文化財の登録の提案)

第一百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適當であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聽かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(協議会)

第一百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該市町村
 - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
 - 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととことができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
 - 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
 - 三 第五十五条第五項（第五十五条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
 - 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
 - 五 第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
 - 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
 - 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
 - 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に

影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第百二十五条第五項

- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十二条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十二条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
 - 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
 - 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
 - 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第一百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るもの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。
- 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(文化財保存活用支援団体の指定)

第一百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。